

国立研究開発法人産業技術総合研究所における試験・認証基盤施設等の使用に関する規程

制定 平成28年4月1日 28規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が、試験・認証基盤施設等を試験・認証事業者の使用に供するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 試験・認証事業者 工業標準化法（昭和26年法律第185号）第57条の規定による試験事業者登録制度又は同法第27条の規定による認証機関登録制度により登録を受けた事業者をいう。
- 二 試験・認証基盤施設等 第8条第5項の規定により使用の許可を受けた福島再生可能エネルギー研究所のスペース、付帯設備及び装置をいう。

(試験・認証基盤施設等の使用)

第3条 理事長は、試験・認証基盤施設等を、太陽光発電用パワーコンディショナ等の電力機器の試験・認証事業を行うために使用する場合で、かつ、研究所の業務に支障を来さないと思われられる場合において試験・認証事業者に使用させることができる。

(試験・認証基盤施設等運営責任者)

第4条 福島再生可能エネルギー研究所に、試験・認証基盤施設等運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、分散電源施設運営室長をもって充てる。

- 2 運営責任者は、試験・認証基盤施設等を適切に管理し、及び効率的に運用するよう努めなければならない。

(試験・認証基盤施設等利用審査委員会)

第5条 福島再生可能エネルギー研究所に、試験・認証基盤施設等利用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、試験・認証基盤施設等の運営等について審議し、及びその使用の可否について審査する。

(審査委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福島再生可能エネルギー研究所長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。
 - 一 福島再生可能エネルギー研究所所長代理
 - 二 再生可能エネルギー研究センター長

- 三 エネルギー・環境領域研究戦略部研究企画室長
- 四 福島再生可能エネルギー研究所研究業務推進室長
- 五 その他委員長が指名する者

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
(審査委員会の運営)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(使用の方法)

第8条 試験・認証基盤施設等の使用を希望する試験・認証事業者（以下「使用希望者」という。）は、使用希望開始日の30日前までに試験・認証基盤施設等使用申込書（別紙様式1。以下「申込書」という。）を研究所に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込書の提出があったときは、審査委員会に諮問する。

3 理事長は、審査委員会が試験・認証基盤施設等の使用を可とする答申をしたときは、スペース管理規程（27規程第112号）第4条に規定する事業所等スペース委員会に諮問する。

4 前項の場合において理事長は、事業所等スペース委員会に当該スペースの配分等（スペースの配分、配分期間の変更及び利用形態の変更をいう。）の申請を運営責任者にさせなければならない。

5 理事長は、事業所等スペース委員会がスペースの配分等を可とする答申をしたときは、試験・認証基盤施設等の使用を許可することができる。

6 理事長は、試験・認証基盤施設等の使用の可否を試験・認証基盤施設等使用回答書（別紙様式第2。以下「回答書」という。）により、使用希望者に通知するものとする。ただし、使用を許可しないときは、その理由を添えるものとする。

7 理事長は、第5項の規定により使用の許可をした使用期間中に、当該試験・認証基盤施設等を研究所の業務のために使用する必要が生じた場合には、当該試験・認証基盤施設等を使用する試験・認証基盤事業者との協議により使用することができる。

(事務)

第9条 前二条に関する事務は、分散電源施設運営室が行う。

(使用料等)

第10条 研究所は、試験・認証基盤施設等を試験・認証基盤事業者に使用させる場合には、使用料、必要経費及び人頭経費（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項に規定する使用料等の算出方法に関して必要な事項は、別に定める。

(納付方法)

第11条 前条に規定する使用料等の納付方法については、研究所と第8条第5項の規定により試験・認証基盤施設等の使用の許可を受けた試験・認証事業者（以下「使用者」という。）との協議に基づいて契約に定めた方法によることとする。

(付保)

第12条 研究所は、試験・認証基盤施設等の使用を許可した場合には、その使用に係る損害賠償保険契約を研究所を受取人として締結させ、及びその使用に関し必要な条件を付することができる。

(安全管理体制及び使用スペース等への立ち入り)

第13条 運営責任者は、使用者に対し安全管理責任体制を整備するよう指導しなければならない。

2 使用者は、研究所が実施する施設の各種点検整備に協力しなければならない。

3 研究所の安全管理責任者及びその指名する者は、福島再生可能エネルギー研究所第6棟(以下「スマートシステム研究棟」という。)の安全、衛生、防火、救護その他試験・認証基盤施設等の運営上必要があるときは、使用者の許可なくその使用スペースに立ち入り、適宜の措置を講ずることができる。

(遵守事項)

第14条 使用者が試験・認証基盤施設等を使用する場合は、この規程のほか、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- 一 日本国の法令に違反する行為を行わないこと
- 二 危険が想起される行為を行わないこと
- 三 スマートシステム研究棟のスペース等を破損するおそれがある行為は行わないこと
- 四 研究所の業務遂行に支障を来す行為は行わないこと
- 五 研究所がその維持管理、保安のためにする指示に従うこと
- 六 安全確保及び災害防止に十分注意すること
- 七 その他、研究所の定める規程等に規定されている事項

(契約の解約)

第15条 研究所は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、試験・認証基盤施設等の使用に関し使用者と締結した契約を解約することができる。

- 一 公共の福祉及び公益の増進を損なった場合
- 二 研究所の信用を失墜させた場合
- 三 研究所の規程、規則等を遵守しなかった場合
- 四 研究所の業務上及び運営上の指示に従わなかった場合
- 五 事業内容が許可した事業内容と相違する場合
- 六 研究所その他の者に損害を与えた場合

(権利譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、試験・認証基盤施設等を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事故処理)

第17条 使用者は、試験・認証基盤施設等の使用中に事故、緊急事態等が発生したときは、速やかに運営責任者に通報し、その指示に従わなければならない。

(修復等)

第18条 使用者は、試験・認証基盤施設等を損傷し、汚損し又は研究所の建物等の環境を害し

た場合であって、研究所が修復を命じたときは、当該試験・認証基盤施設等を修復し、又は金銭による賠償をしなければならない。

(返還)

第19条 使用者は、第8条第6項の回答書に記載された使用期間満了の日をもって、研究所に試験・認証基盤施設等を返還しなければならない。また、返還にあたっては、研究所による現状の確認を受け、試験・認証事業者の責により原状回復を行わなければならない。

2 使用者は、第8条第6項の回答書に記載された使用期間の満了前に試験・認証基盤施設等の返還を行おうとするときは、返還しようとする日の30日前までに試験・認証基盤施設等返還申出書(別紙様式第3)により研究所に申し出なければならない。

3 研究所は、前項の申し出があった場合は、試験・認証基盤施設等返還申出確認書(別紙様式第4)により、試験・認証事業者にこれを確認した旨を通知する。

(実績報告書)

第20条 試験・認証事業者は、第8条第6項の回答書に記載された使用期間が終了したとき又は研究所の求めがあったときには、研究所の指示により速やかに試験・認証基盤施設等使用実績報告書を提出しなければならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、試験・認証基盤施設等の使用に関し必要な事項及び手続きについては、有形固定資産等管理要領(20要領第3号)の定めるところによる。

附 則 (28規程2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

試験・認証基盤施設等使用申込書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

事業者 会社名

代表者名 印

国立研究開発法人産業技術総合研究所における試験・認証基盤施設等の使用に関する規程第8条第1項に基づき、下記のとおり試験・認証基盤施設等の使用を申し込みます。

記

1. 使用を希望する試験・認証基盤施設等の名称
2. 事業概要（使用目的を含む）
3. 使用希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
（使用を希望する時間又は曜日等をあらかじめ指定する場合は、その時間又は曜日等を記載してください。）
4. 使用希望期間中における産総研の一時使用の可否
5. 使用責任者の住所、所属、役職、氏名、電話番号、e-mail
6. 添付書類 定款、その他必要な書類（使用者全員の所属、役職、氏名、電話番号、e-mail及びそれぞれの使用希望期間も任意の書式により本申込書に添付してください。）

試験・認証基盤施設等使用回答書

事業者 会社名

代表者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

印

平成 年 月 日付による試験・認証基盤施設等使用申込については、下記のとおり許可します（不許可とします）。

記

1. 試験・認証基盤施設等の名称
2. 使用を承諾する期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(使用を承諾する期間中に研究所の一時使用の見込みがある場合はその旨を記載し、使用できる時間又は曜日等をあらかじめ指定する場合はその時間又は曜日等を記載する。)
3. 使用料等
4. その他

又は、

平成 年 月 日付けによる試験・認証基盤施設等使用申込申請については、下記のとおりお受けすることは出来ません。

記

1. 研究施設等の名称
2. 使用申込をお断りする理由

試験・認証基盤施設等返還申出書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

事業者 会社名

代表者名 印

下記のとおり試験・認証基盤施設等を使用期間満了前に返還いたします。

記

1. 試験・認証基盤施設等の名称
2. 使用を承諾された期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 本申出による使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 使用責任者の住所、所属、役職、氏名、電話番号、e-mail
5. 申出の理由

平成 年 月 日

試験・認証基盤施設等返還申出確認書

事業者 会社名

代表者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名 印

平成 年 月 日付けの試験・認証基盤施設等返還申出書により研究施設等の返還の申出を確認いたしました。現状復帰のうえ期日までに返還くださるようお願いします。